



役 場 ☎63-2111
教育委員会 ☎63-3046
保健福祉センター ☎63-1311

児童扶養手当のご案内

○受給資格

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童のうち、次のいずれかにあてはまる児童を監護している父又は母、若しくは父又は母に代わってその児童を養育している場合に支給されます。いずれも国籍は問いません。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ④ その他

○次の場合手当が支給されません

児童に関すること

- ① 日本国に住所を有しない場合
- ② 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受け取ることができる場合（※ただし、その全額につき支給が停止されている場合は除きます）
- ③ その他

父又は母、養育者に関すること

- ① 日本国に住所を有しない場合
- ② 公的年金給付（老齢福祉年金以外）を受けることができる場合
※児童が公的年金給付の加算対象になっていない場合でも支給対象外となります。
ただし、その全額につき支給が停止されている場合は除きます。
- ③ 平成15年4月1日までに、手当の支給要件に該当してから5年を経過している場合

○手当額

児童が1人の場合	支給額…41,550円 (平成23年4月分から)
児童が2人の場合	支給額…46,550円 (2人目が5,000円の加算)
児童が3人以上の場合	1人につき3,000円加算 ※所得額に応じて全部支給、一部支給、支給停止となります。

○手当の支払

手当は認定を受けると、認定請求をした月の翌月から支給され、4月、8月、12月の年3回、支払月の前月までの分が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。
(例：4月期には12月、1月、2月、3月の4カ月分が支給されます。)

○平成20年4月からの支給制限について

平成20年4月から、手当受給から5年以上経過した者等（養育者を除く）について、手当額の1/2が一部支給停止（減額）となる予定です。ただし、次の適用除外事由に該当し届出を行った場合、一部支給停止（減額）とはなりません。

- ① 就業している場合や求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合
- ② 一定の障害状態にある場合
- ③ 負傷・疾病等により就業困難な場合
- ④ 児童または親族の介護のため、就業困難な場合

特別児童扶養手当のご案内

○受給資格

手当を受けることができる人は、身体や精神に該当する障害のある児童を監護する父もしくは母（主に所得の多い人）または父母にかわって児童を養育している人です。

○次の場合手当が支給されません

- ① 父母・養育者及び児童が日本国内に住所を有しない場合
- ② 児童が障害を事由とする年金を受けることができる場合
- ③ 児童福祉法により児童福祉施設等（通所施設除

く）に入所している場合

○手当額

1級	支給額…50,550円	（平成23年4月分から）
2級	支給額…33,670円	（平成23年4月分から）

○手当の支払

手当は認定を受けると、認定請求をした月の翌月から支給され、4月、8月、12月の年3回、支払月の前月までの分が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。
(例：4月期には12月、1月、2月、3月の4カ月分が支給されます。)

じん臓機能障害者等通院交通費の補助について

高山村では、じん臓又は小腸機能障害により、人工透析療法や中心静脈栄養法、若しくは経腸栄養法による医療を受けるために、通院に要した交通費を補助する制度があります。

◆補助対象者◆

次の①～⑤全てに該当する方

- ①高山村に住所のある方
- ②じん臓又は小腸機能障害による、身体障害者手帳をお持ちの方

③通院により、人工透析療法や中心静脈栄養法、若しくは経腸栄養法による医療を受けている方

④市町村民税非課税の方

⑤生活保護法による医療扶助等受けていない方

◆申請受付期間◆

6月1日～6月30日

※補助額は、通院距離等により異なります。

◆お問い合わせ先◆

高山村役場住民課 ☎63-2111

後期高齢者医療制度について

○保険証

後期高齢者医療に加入されている人の保険証の有効期限は7月31日（日）までとなっていますので、8月から使用する保険証は7月末に郵送します。また、新たに75歳になる人は誕生日から後期高齢者医療に加入となりますので、誕生日の2週間前に保険証を郵送します。

○一部負担金

保険証には、自己負担割合（1割、または現役並み所得の人は3割）が記載されています。診察を受けるときは、医療機関の窓口に必ず提示してください。

○高額療養費

ひと月の医療費が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。初めて高額療養該当になったときは、群馬県後期高齢者医療広域連合より高額療養費支給申請書が郵送されますので、必要事項を記入して住民課へ提出してください。

○減額認定証

入院した場合の自己負担限度額は、所得によって異なります。住民税課税世帯の人は、病院の窓口へ保険証のみを提示することで、自己負担限度額までの負担となります。また、住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を病院の窓口に提示すると入院費や食事代の負担が、自己負担限度額・標準負担額までとなります。

○人間ドック補助金

4月1日から来年の1月末日まで、人間ドックの補助金（20,000円）が受けられます。ドック受診後、住民課窓口にて申請してください。

必要なもの 通帳、印かん、領収書、ドック結果票

尚、村の健診を受けられる方は、人間ドックの補助金は受けられませんのでご注意ください。

○保険料

今年度の後期高齢者医療の保険料率は、昨年までと同じ保険料率です。

所得割率 7.36%

均等割額 39,600円

※年間保険料は、均等割額 + (総所得 - 33万円) × 所得割額で計算し、上限は50万円です。所得が少ない人の軽減措置も昨年度と変わりません。被用者保険の被扶養者であった人の軽減は、2年間の期限がなくなり3年目以降も軽減されます。

○4月から仮徴収を開始

今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。そのほかの人は本算定（7月）での今年度の保険料が確定後、7月より納付していただき年金から仮徴収されていた人は納めた額の残りをその後の納期で納付してください。

○年金天引きから口座振替に変更できます

保険料が年金から天引きされている人は、申請により口座振替に変更できます。ただし、口座振替で滞納した場合、年金からの天引きに戻ることがあります。

必要なもの 通帳、印かん

○交通事故にあったとき

交通事故などによって、けがや病気をして後期高齢者医療で治療を受けるときは、必ず住民課窓口へ届け出ましょう。交通事故などの医療費は、原則として加害者が過失に応じて負担すべきものです。届け出をしていただくことで、後期高齢者医療が一時的に医療費を立て替え、あとで加害者に請求することができます。

お問い合わせ 役場住民課 ☎63-2111

国民年金



国民年金の任意加入について

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国籍や職業にかかわらず、必ず国民年金に加入します。また、次の人には申し出により、任意で国民年金に加入できます。

① 60歳から65歳未満の人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間（保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を合計して25年以上）を満たさない人や、満額の老齢基礎年金を受けられない人

② 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たさない人（70歳になるまでの間で、老齢基礎年金を受けるための資格期間を満たすまで加入できます。）

③ 及び②について、加入の手続き先は、役場の国民年金担当係です。

（☎ 0279・22・1607）

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。

・ 渋川年金事務所 国民年金課

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金の「第1号被保険者（農業や自営業者、学生など）」は、月額15,020円の保険料を納めなければなりません。保険料を納め忘れて未納のままにしてしまうと、将来受ける年金額が減額になります。したがって、年金が受けられなくなる場合があるばかりか、万が一の事故などで障害者になつたときの障害年金や、一家の支え手が亡くなつたときの遺族年金が受けられなくなる場合があります。

納め忘れていた方は早めに納めましょう。

保険料の納付には口座振替の「早割」がおでで便利ですので、ぜひご利用ください。これは、口座振替の指定日を納付期限より1ヶ月早めることで、1ヶ月当たりの保険料が50円割引になる制度です。また、一度手続きをすれば、その後は毎月の保険料が指定の預貯金口座から定期的に引き落とされるので、納め忘れの心配もありません。

この「早割」制度を希望される方は、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、国民年金保険料納付書など）を持参のうえ、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

1、これから海外に転居する場合は、住所地の市役所・町村役場。

2、既に海外に居住している場合は、日本国内の最後の住所地を管轄する年金事務所。

3、本人が日本国内に住所を有したことがない場合は、千代田年金事務所。

日本国内に協力者がいない場合は、次の窓口で本人が手続きを行います。

日本に協力者がいる場合は、次のように手続きを行います。

日本国内に親族などが住んでいる場合は、その人に協力者になつてもらい、協力者を通じて、最後に在住していた市役所・町村役場の窓口で手続きを行います。

一口座振替の「早割」が
お得で便利！
国民年金保険料は
忘れずに納めましょう

炊き出し講習会一般参加者募集

日本赤十字社群馬県支部の講師による炊き出し講習会の一般参加者を募集いたします。

講習会では、災害等緊急時における炊き出しの方法を学びます。

日 時 7月1日（金）午前10時から
場 所 いぶき会館
募集人員 若干名

（※婦人会会員及び一般参加者合わせて30名のため、定員になり次第締め切らせていただきます）

参 加 費 無 料
主 催 高山村奉仕団（婦人会）
申込・お問い合わせ 高山村役場 住民課 ☎ 63-2111（内線64）

— 高山村職員募集 —

高山村では、平成24年度に採用する職員を募集します。

〔採用予定人員〕 一般事務・・・若干名

〔受験資格〕

昭和59年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で、4年制の大学を卒業している人、又は平成24年3月に卒業見込みの人

〔試験期日・内容〕

▷第一次試験 7月24日(日)

教養試験（職員として必要な一般的教養・知識・知能についての択一試験）

▷第二次試験 8月下旬

面接試験・作文試験・身体検査（第一次試験合格者に通知します）

〔会場〕 高山村役場

〔申込受付期間〕

「申込用紙」は、役場総務課に用意してあります。

受付期間は、6月1日(水)から6月22日(水)午前8時30分から午後5時15分までです。（土曜日、日曜日、祝日は除きます。）

なお、郵送での申し込みも簡易書留で6月22日(水)の消印のあるものまで受付します。

〔申込・問い合わせ〕 高山村役場 総務課 ☎(63)2111 担当 小池

= 群馬県知事選挙 =

任期満了に伴う群馬県知事選挙が次のとおり行われます。

○告示日 6月16日(木)

○投票日 7月3日(日)

・投票時間 午前7時から午後7時まで

○投票できる人

平成3年7月4日以前に生まれ、平成23年3月15日以前から引き続き高山村の住民基本台帳に登録されている人。

○期日前投票

期日前投票ができる場所、期間は次のとおりです。

○場所 高山村役場

○期間 6月17日から7月2日(16日間)

○時間 期間中毎日、午前8時30分から午後8時まで

※投票所入場券

各世帯ごとに郵送いたします。

入場券が届かない場合は早めに選挙管理委員会までご連絡ください。投票所及び投票時間は、入場券に記載されています。

○不在者投票

指定病院等における不在者投票については従来どおり行われます。

仕事のために村外へ出張するなどの場合には、高山村以外の市町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることもできますので、その手続等については、早めに村選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、身体に重度の障害がある人のために郵便等による不在者投票制度があります。この制度は、次のいずれかに該当する人が村選挙管理委員会に手続きをして、自宅等で記載した投票用紙を郵便等により選挙管理委員会に送付することができるものです。

○身体障害者福祉法による身体障害者手帳に障害の程度が次のように記載されている人

・両下肢、体幹、移動機能障害 1級もしくは2級

・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障害 1級もしくは3級

・免疫の障害 1級から3級

○戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳に障害の程度が次のように記載されている人

・両下肢、体幹の障害 特別項症から第二項症まで

・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障害 特別項症から第三項症まで

○介護保険法による被保険者証に要介護状態区分が次のように記載されている人 要介護5

郵便等による不在者投票をするための手続きには日数が必要となりますので、不明な点等がありましたら、早めに村選挙管理委員会（役場総務課内）までお問い合わせください。

☎63-2111

海水浴に行こう！「吾妻郡海の家」利用者募集

郡内の小学校に臨海学校として親しまれている『吾妻郡海の家』。寺泊には、水族館や日帰り温泉、海産物の直売所などもありますので、ご家族やお友達と一緒に今年も是非ご利用ください。

○一般利用

○利用期間 8月1日(月)～13日(土)の宿泊まで

○利用料金 部屋代 5,000円(1室10畳)

○食事代 夕朝セット 2,000円(1人)

○申込み

7月1日(金)から7月19日(火)(土日・祝祭日を除く。)まで吾妻広域圏事務局で受付(先着順) 7月20日(水)正午からは、現地『吾妻郡海の家』受付

吾妻広域町村振興整備組合ホームページで申込み可

○問い合わせ

吾妻広域圏事務局(吾妻郡文化会館内) ☎75-4700

『吾妻郡海の家』(長岡市寺泊金山) ☎0258-75-4733

子育てサロンを始めます!!

初回は6月8日(水) 保健福祉センターで 高山村民生委員児童委員協議会

高山村民生委員児童委員協議会では、子育てをする世代を中心に「気軽に集まれる場」を提供しようということで、「子育てサロン・たかやま」を始めることになりました。お世話をするのは民生委員児童委員であって、病気や健康のこと等の専門的な相談を受けるものではありません。

子育ての悩みや心配事等を一人で抱え込まないで、同じ世代や同じような子育て環境にあるみなさんが子ども連れて集まり、見たり聞いたり・話したりすることで何かヒントになるようなことを見つけてもらえばと考えています。

子育てをしている親あるいは祖父母の方等、高山村に住んでいる方であれば参加は自由で費用もかかりません。お

気軽にお出かけいただきのぞいてみてください。ご利用をお待ちしています。

- ・初回開催日 6月8日(水)
- ・受付時間 午前10時から10時30分まで
- ・終了時間 午前11時30分
- ・会場 保健福祉センター1階
- ・費用 無料

◎平成23年度における今後の開催予定日は、毎月第2水曜日の開催となります
変更等が生じた場合はそのつどお知らせします。

会員募集中♪

高山村シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある方を募集しています。原則として村内在住で60才以上の方の入会を随時受け付けています。みなさまの知識・経験・技術等を地域の方々のために役立ててみませんか。特に女性の入会、大歓迎です。

なお、年会費は1,000円です。

お気軽にご利用ください♪

シルバー人材センターは公益的・公共的団体なので安心して、電話一本でお手軽にご利用頂けます。センターは、家庭・企業・公共団体等から引き受けた短期的・臨時の仕事を、それぞれにふさわしい会員に提供します。その際の責任は、すべてセンターが負います。また、高齢者の安全に配慮して、危険・有害な仕事はお引き受けできないこともあります。

料金の目安(時給)

伐採作業	1,200円~
植木の手入れ	1,000円~
除草(機械使用)	800円~
除草(手作業)	700円~
除草剤散布・消毒	700円~
清掃・片づけ・お茶入れ	700円~
運搬・田畠・雑役等	700円~
一般事務	相談に応じて
駐車場・公園・運動場管理	700円~
その他作業	700円~

※上記以外の仕事についてもご相談下さい。

※作業で機械等を使用した場合その使用料金を頂きます。

※上記金額のほか、事務費として5%を申し受けます
お申し込み・お問い合わせ先

高山村シルバー人材センター ☎63-2075

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る6月27日(月)から7月3日(日)までの一週間を「子どもの人権110番」強化週間として、いじめ、体罰、虐待など、子どもの人権に関する相談・悩みごとについての電話相談窓口を開設します。

「子どもの人権110番」専用電話番号は

全国共通 0120-007-110

※携帯電話からも接続可能です。ただし、PHS・IP電話

からは接続できません。

受付時間は、

月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時まで
土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで
対応は法務局職員と人権擁護委員が当たり、秘密は固く守ります。

前橋地方法務局人権擁護課

☎027-221-4466(代表) 担当 渡邊・塚田

指定管理者から

ゴールデンウィークを乗り越えほつとしているところです。皆様のご利用ありがとうございました。

また、5月10日、村長、新旧の村議會議員、各区の区長さんほか村の関係者に参加をいただき、指定管理施設のオープンセレモニーを開催いたしました。多くの方から「期待する」「協力する」旨の言辞をいただきました。これから迎える夏が指定管理者の正念場です。引き締めて立ち向かう所存です。

農産物直売所では、組合員の総会(4月26日、70名余りが参加)を開催、席上、直売所の運営にご意見をいただく9名の運営委員を選出いたしました。直売所は皆さんの農業生産物を販売する場所で、そこでの来客数の増加が村の経済の活性化につながります。貴重なご意見を活用させていただく所存です。

高山村観光施設指定管理者
(株)ワクワクたかやま

学校給食を食べてみませんか！

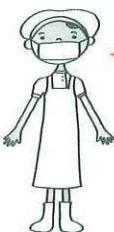
給食を食べながら 考えましょう 語り合いましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成23年6月28日（火）
12時から1時
 - 場 所 高山小学校 1階 会議室
 - 費 用 260円（当日集金します）
 - 申しこみ 高山小学校 教頭（小倉）まで
電話（63-2001）でお申し込みください。
 - 締め切り 6月24日（金）まで
※先着22名とさせていただきます。
※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくことになりますがよろしくお願ひ致します。
- お知らせ**

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけ下さい。

予定献立

- ・黒パン ・オレンジジュース
- ・とうふのチーズ焼き
- ・カラフルサラダ
- ・ホワイトビーンズシチュー ・果物



今年度も学校給食の試食会を実施します！6月の給食目標は「食べ物と歯の健康について知ろう」です。良い歯の維持には欠かせないカルシウムが無理なくとれる献立になっています。
どなたでもご参加いただけますので、お気軽におこしください。

税務職員（Ⅲ種）採用試験要綱

1 受験資格

平成2年4月2日～平成6年4月1日生まれの者

2 試験の程度

高等学校卒業程度

3 受験申込書請求先

最寄りの税務署（総務課）、関東信越国税局人事第二課又は人事院関東事務局

【配付開始は5月9日（月）】

4 受付期間

平成23年6月21日（火）～6月28日（火）まで（土・日曜日は除く）

5 受験申込書提出先

第1次試験地を管轄する人事院地方事務局

なお、関東信越国税局管内の試験地を管轄する地方事務局は次のとおり

【人事院関東事務局】

〒330-9712

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館 ☎048-740-2006～8

6 試験日

（1）第1次試験

平成23年9月4日（日）

（2）第2次試験

平成23年10月13日（木）～10月20日（木）
までの間の指定する1日（第1次試験合格通知書で指定する日）

7 試験地

（1）第1次試験

人事院各地方事務局が示した試験地であれば、受験者の希望する全国のどの試験地でも受験することができます。

（2）第2次試験

第1次試験合格通知書で指定する試験地

8 試験種目

（1）第1次試験

教養試験、適性試験及び作文試験

（2）第2次試験

人物試験及び身体検査

9 合格者発表日

（1）第1次試験合格発表 平成23年10月6日（木）

第1次試験地及び申込地域を管轄する人事院各地方事務局に受験番号を掲示するほか、合格者に通知

（2）第2次試験合格発表 平成23年11月10日（木）

第1次試験地及び申込地域を管轄する人事院各地方事務局に受験番号を掲示するほか、合格者に通知

10 採用日 平成24年4月1日付

11 問い合わせ先

関東信越国税局 人事第二課 試験係

☎048-600-3111（内線2095又は2097）

高山村ふるさと祭り



～ 花火大会協賛金にご協力ください ～

「高山村ふるさとまつり」は、お盆にふるさとの高山村に帰って来られるご家族やお友達、村民皆様に夏の風物詩として親しまれ、今夏で31回目を迎えることになりました。

今年も皆様のお子さんの誕生や、成長のお祝い、金・銀婚式やご長寿のお祝い等の記念に花火大会にご協賛戴ければ大変ありがとうございます。

ご協賛戴いた方は、プログラムに氏名・コメントを掲載し、花火打ち上げの際に場内放送させて戴きます。

ご協賛戴ける場合には、一口5千円より受付致しますので、お気軽に役場地域振興課へご連絡を戴ければ、こちらからお伺い致します。

なお、ご協賛戴いた一部を東日本大震災義援金として、復興支援に充てさせて戴きます。

◎花火協賛金のお申し込み

高山村役場 地域振興課まで

☎63-2111

〆切 7月15日（金）

合併浄化槽設置費補助金について

高山村では、昨年度まで高山村水をきれいにする事業で行っていた浄化槽市町村整備推進事業が終了し、今年度からは、浄化槽設置整備事業（個人設置型）として設置者に対し補助金を交付します。

◎浄化槽設置費補助金対象

尻高地区・梅沢・茶屋ヶ松と集合処理（農業集落排水地区）ができない中山地区の一部において、村内に住所を有する者・併用住宅（住宅兼店舗等）及び行政区が管理する集会施設。（別荘・事業所については対象外）

◎浄化槽設置費補助金額

5人槽	279,000円	6~7人槽	360,000円
8人槽以上	477,000円		

浄化槽工事補助金について

浄化槽設置整備事業で合併浄化槽を整備し、単独処理浄化槽または、くみ取り槽からの転換を行った場合には、一律10万円の補助を行います。

◎補助条件

- 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を原則として撤去処分すること。
- 年度末までに浄化槽の使用開始が確認できること。

お問い合わせ先
役場農政課（☎63-2111）

納税 等

★印が6月に納めていただく税等です。

	村 県民 税	固定 資産 税	軽 自動車 税	保 國 民 健 康	介 護 保 險 稅	医 療 保 險 稅	後 期 高 齡 者	使 用 量 上 下 水 道
4月			●					
5月		●						●
6月	★							
7月		●		●	●	●	●	●
8月	●			●	●	●	●	
9月				●	●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	●	
11月				●	●	●	●	●
12月				●	●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●	●
2月				●	●	●	●	
3月				●	●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費

人口と世帯数 (5月1日現在)	
人口	4,004人 (- 1)
男	1,952人 (+ 3)
女	2,052人 (- 4)
世帯数	1,308世帯 (+ 8)
※()内は、前月との比較	

